

(公社)全日本不動産協会神奈川県本部 御中

平成27年11月6日



国土交通省 東京航空局 東京空港事務所

## 東京国際空港(羽田空港)における住民等への高さ制限の周知のお願いについて

平素より航空行政へのご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、航空法による建築物等の高さ制限につきましても、住民や建築確認申請予定者等への周知及びご指導頂いておりますことを重ねてお礼申し上げます。

空港周辺におきましては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物がない状態にしておく必要があることから、航空法第49条第1項及び第56条の3において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。

この度、当所では住民や建築確認申請予定者等への高さ制限の説明資料を別紙のとおり作成しましたので、広報等周知の際にご活用下さいようお願い申し上げます。

引き続き、住民及び建築確認申請予定者等への本件周知及びご指導についてご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### [同封]

- ・東京国際空港(羽田空港)における高さ制限の資料  
(同封資料につきまして、電子データでもお送りできますので、下記までお知らせ下さい)

本件についてのお問い合わせ先 電話:03-5757-3002(ダイヤルイン)  
東京航空局 東京空港事務所 業務課 担当 成田(mail:gyoumu@cab.mlit.go.jp)

# 空港周辺は、航空機の安全を確保するため、建築物等の設置に制限があります。

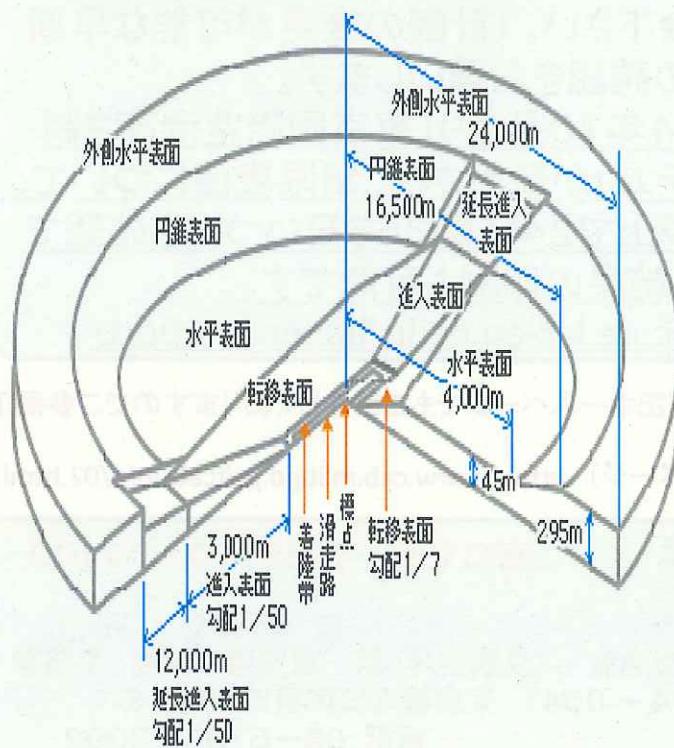
## 航空法による制限

空港周辺は、航空機が安全に離着陸するため、一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があり、この空間の底面を「制限表面」といい、下図のとおり設定されております。

制限表面を超える高さの物件(建物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーン・無人航空機(ドローンやラジコン)等の仮設物件、樹木等の植栽も含まれます)を設置することは航空法(第49条及び第56条の3)で禁止されています。これに違反して、物件を設置・植栽・留置した場合は、所有者において速やかな除去を求められ、また50万円以下の罰金に処せられることがあります(航空法第150条)。

また、制限表面の高さ以下であっても、60mを超える場合や制限表面に著しく近接する場合(制限表面下6mの範囲)には、航空障害灯の設置が必要となります(航空法第51条)。

## 制限表面のイメージ図



### (1) 進入表面(航空法第2条第8項)

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。

### (2) 水平表面(航空法第2条第9項)

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。

### (3) 転移表面(航空法第2条第10項)

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。

### (4) 延長進入表面(航空法第56条第2項)

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。

### (5) 円錐表面(航空法第56条第3項)

水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面の対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

### (6) 外側水平表面(航空法第56条第4項)

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を中心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するため必要な部分として指定された範囲。

## 東京国際空港周辺の制限表面図



※東京国際空港周辺の制限表面は、円錐及び外側水平表面の一部に航空機の安全な離着陸を行うまでの経路に必ずしも必要でない区域があり、その部分を制限表面の範囲から除外している。

## 航空機の安全航行に係る事前確認

航空機の安全で効率的な離発着に必要な条件として、制限表面よりもさらに広い無障害物の空間の確保、電波障害の予防の必要があります。空港周辺において、周囲の既存物件よりも著しく高い物件・大きな物件を設置する場合には、航空機の運航に影響を与える恐れがあり、毎日多数の航空機が運航する東京国際空港においては社会的影響が大きいことから、ご計画中の建物等が、制限表面を突出するか否か、また、安全運航への影響の事前確認につきましては、下記の窓口までご照会下さい。(計画の変更が可能な早期の段階からの確認をお願いします。)

また、2014年10月より「東京国際空港高さ制限回答システム」が新設され、制限表面について、ホームページ上で24時間365日いつでも確認できます。確認結果の印刷も可能です。

<https://secure.kix-ap.ne.jp/haneda-airport/>

※規則等の内容は下記ホームページでもご紹介しておりますのでご参照下さい。

(東京航空局ホームページ) <http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/02.html>

お問い合わせ先

窓口時間 平日9:30~17:00



国土交通省

国土交通省 東京航空局 新千歳空港事務所 業務課  
〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1  
電話:03-5757-3002  
FAX:03-5756-1511